

監査公告第 10 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による教育委員会の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 7 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

教育委員会定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和6年11月11日から令和6年12月16日まで

第3 監査の対象

教育委員会（教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、図書館、文化課、スポーツ課）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 小中学校規模適正化計画と老朽化した校舎の改築・改修等が関連して進められているか。
- (4) 「加賀市学校教育ビジョン」の課題が着実に進められているか。
- (5) 図書館窓口業務委託は成果がでているか。
- (6) 「加賀市屋内プール」の整備に向け、財源確保を踏まえた具体的な取り組みが進んでいるか。
- (7) 所管替えされた文化振興・文化財保護業務について産業振興部局との連携のもと効果的に行われているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

教育委員会 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 小中学校規模適正化について
2. 山代小学校老朽化対策について
3. 共創の学びの場構築事業について
4. 高校魅力化事業について
5. 義務教育学校橋立海青学園の設置について
6. 加賀市学校教育ビジョンについて
7. コミュニティ・スクールについて
8. 部活動の地域移行について
9. 不登校対策について
10. コンピュータクラブハウス加賀運営事業について
11. 家庭教育支援事業について
12. 図書館の窓口業務民営化について
13. 山中図書館の今後について
14. 文化振興・文化財保護業務の所管替えについて
15. 学芸員・発掘調査員の確保について
16. 能のまち推進事業について

17. 加賀温泉郷ウォークについて
18. 新屋内プールの整備について
19. スポーツ施設の大規模改修について